



神奈川県 消防設備会報

第40号 平成31年1月



仕事はじめ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町 1 シルクセンター 4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail:info@02-ksk.or.jp

消防設備会報（第40号 平成31年1月） 目次

新年のあいさつ	(一財) 神奈川県消防設備安全協会理事長 西 津 英 二……………1
	神奈川県くらし安全防災局長 河 原 知 徳……………2
	神奈川県消防長会会長(川崎市消防局長) 原 悟 志……………3
表彰の荣誉に輝いた方々……………4	
最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について (神奈川県からの回答)……………5	
寄稿・消防機関から 小規模飲食店等に対する消火器の設置義務化について 相模原市消防局予防課 参事兼課長 小 島 幹 雄……………6	
寄稿・業界通信 高機能感知器の活用 感知器交換で自動火災報知設備が進化する！ ニッタン株式会社 営業技術部企画課 窪 寺 眞 孝……………8	
平成30年度各種講習会の結果概要(中間結果)……………10	
かながわ防災フェアへの参加……………13	
かながわ消防フェアへの協力……………14	
寄稿・点検現場からの報告 点検推進指導員の立会いを受けて 社会福祉法人湘南広域社会福祉協会 養護老人ホーム湘風園 施設長 石 井 宏 明……………15	
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！……………16	
平成30年8月以降の主な通知等……………17	
(一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧……………18	
協会からのお知らせ……………19	

表紙:仕事はじめ

江ノ島の橋を渡って島内に入り、駐車場側を突き当るまで進むと、東西に大きな防潮堤が立ちはだかっている。階段を使ってその上に登ると一気に開放感溢れる海が目に飛び込んでくる。

昇ったばかりの陽に導かれながら一艘、また一艘と漁をする船が沖合へと小さくなっていく。

さあ、仕事はじめですね。

(写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁様)



理事長 あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

理事長 西 津 英 二

平成31年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

神奈川県消防設備安全協会の業務運営に際しましては、会員の皆様を始め、行政機関、そして関係団体の皆様にひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜っておりますこと、誌面を借りまして、改めて厚くお礼申し上げます。

30年に亘る「平成」という時代の区切りを迎えるに当たり、当協会の果たしてきた役割を見直すとともに、改めて、防火対象物の安全確保など、重要な役割を担っておられる会員の皆様とともに、安心で安全な社会の基盤づくりに努め、もって、公共の福祉の増進に寄与する等、決意を新たにいたしましたところであります。

近年、多様で、かつ大規模な自然災害が、全国各地で頻発しております。

昨年の例だけでも、6月の大阪北部地震や、7月の西日本中心豪雨、それに引き続く、大型台風の相次ぐ上陸、9月の北海道胆振東部地震など、各地で、多くの尊い命や貴重な財産が失われるなど甚大な被害がもたらされました。県内に目を向けても、横須賀市で起きた倉庫火災では、鎮火まで4日を要するなど、改めて、防火防災や危機管理に対する住民意識の高揚とともに、消防防災関係者の活動を始め、災害全般に備えた消防防災体制や危機管理体制の重要性が再認識されたところであります。

私ども消防設備事業者は、日常起こり得る火災はもとより、こうした自然災害による火災に対しましても、消防用設備等の点検等を通じて「生命と財産」を守ることを、社会的使命・責任と位置付け、行政機関、関係団体等と一層の連携を図りながら、直面する諸課題の解決に向け、消防・防災全般にわたる事業展開を通じて、火災予防や防災意識の向上への実効性のある取組みを進めていく所存であります。

こうした中、当協会では、技術力向上や資質向上の支援を目的とした人材育成を図るとともに、「優良点検事業所認定制度」の普及拡大、あるいは、消防法に基づく防火対象物の安全性確保を目的とした「点検済表示制度」を、防火対象物の管理者等の皆様に一層認知していただけるよう、総合的な観点から普及啓発に努め、さらなる基盤強化を推進して参ります。

神奈川県は、人口数、消防用設備等設置義務対象物の件数等は、東京都に次ぐ全国第2位の規模になっております。点検済表示制度の実施状況並びに点検報告率など様々な課題のある中、本年も、業界全般の繁栄をめざして、引き続き、行政機関、関係団体の皆様と連携、協力して、当協会会員の皆様、県民の皆様に対してより一層お役に立てるよう、全力を尽して活動を推進していく決意でございますので、引き続きのご支援をお願い致し、新年のご挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



新年のあいさつ

神奈川県くらし安全防災局長
河 原 知 徳

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にも御尽力いただいております、深く敬意を表します。

さて、近年、住民の安全を脅かす大規模な自然災害が、全国各地で相次いで発生しています。

昨年も6月の大阪北部地震や、7月の西日本を中心とした豪雨、非常に強い勢力の台風の相次ぐ上陸、9月の北海道胆振東部地震により、各地に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われました。

本県においても、このような大規模な自然災害がいつ発生してもおかしくなく、災害に対する備えは、大変重要な課題となっています。

県では、平成24年度から毎年、大規模災害発生時の初動対応における医療救護等を主体とした訓練である「ビッグレスキューかながわ」を実施しています。

また、昨年は、本県が被災したことを想定して、関東ブロック各都県の消防部隊の応援を受ける「緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練」を10年ぶりに本県で実施しました。

さらに、地震による倒壊建物、土砂災害による土砂埋没建物、豪雨による浸水建物など、様々な自然災害現場を再現することが可能な消防訓練施設を11月に新設し、消防学校をオール神奈川の実践的トレーニングセンター（かながわ版ディザスターシティ）として整備しました。

火災に目を向けますと、昨年7月に横須賀市で発生した倉庫火災では、鉄筋3階建ての倉庫2棟約16,500㎡が全焼し、鎮火まで約4日かかるなど、火災がもたらす影響の大きさや予防の重要性を改めて認識させられたところです。

貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されているところであります。

県といたしましては、貴協会をはじめとする関係機関としっかり連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。今後ともより一層、貴協会の皆様からお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝・御活躍を心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。



新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

原 悟 志

新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様には、平素から消防行政の円滑な推進に格別の御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚く御礼申し上げます。

また、防火安全思想の普及・啓発や地域の防火・防災を推進するため、消防設備等に係る技術指導や各種講習会を開催し、県民の安全・安心のため御尽力されておりますことに深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、昨年の国内の災害状況を顧みますと、6月の大阪北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震など全国各地で豪雨や地震等の大規模な自然災害が発生し、多くの尊い命、貴重な財産が失われるなど甚大な被害がもたらされました。また、気候の変化に伴う災害の激甚化や近い将来、高い確率で発生すると言われている南海トラフ地震や首都直下地震といった巨大地震への防災・減災対策が急務であるとともに、国家的な大規模行事におけるテロ災害等への備えも必要になってきております。

私どもは、こうした災害の実態をしっかりと踏まえながら的確に対処し、県民の皆様の安全・安心の確保に努めるためには、神奈川県と県内消防本部の協力連携体制を一層強化するとともに、地域及び関係機関との更なる連携のもと、震災等大規模災害対策の推進、大規模・特殊災害に備えた緊急消防援助隊の充実・強化、超高齢化の進展に伴い増大する救急需要対策など、諸施策を積極的に推進してまいり所存でございます。

さらに、防火防災安全対策の推進につきましては、改めてその重要性を認識するところであり、大規模・高層建築物等や福祉施設等の火災の教訓を踏まえ、人命危険を考慮した立入検査や消防法令違反等の是正を徹底いたしますとともに、住宅用火災警報器の設置率向上及び維持促進、また、防災品の普及促進等総合的な住宅防火対策について実効性のある対策を進めるためには、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございます。

どうか今後とも、県民の皆様の安全・安心の負託に応えるため、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない無事平穏な一年でありますことと、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

表彰の栄誉に輝いた方々

消防庁長官表彰

- ・坂口 高雄 様 株式会社 マルヤマ 代表取締役
(表彰式には、営業部長の 照井 重博 様が代理出席されました。)

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

- ・青 博孝 様 向栄電気工業株式会社 代表取締役
・佐藤 辰男 様 相武興業株式会社 代表取締役社長
・山田 恵介 様 神奈川防災株式会社 代表取締役
・新井 秀和 様 秀和ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長
(首都圏支店湘南営業所)

表 彰 式

日 時 平成30年11月1日(木) 午後3時10分～
場 所 明治記念館 表彰式「蓬莱の間」、祝賀会「富士の間」

当日は秋晴れにも恵まれ、受賞者、消防庁幹部、日本消防設備安全センター、来賓など多数の関係者の皆様のご出席のもと、表彰式が盛大に挙行されました。

式は、黒田武一郎消防庁長官の式辞の後、消防庁長官表彰の消防設備保守関係功労者表彰受賞者に賞状、記念品が授与され、次に、安全センターの門山泰明理事長から安全センター理事長表彰の消防設備保守関係者表彰、消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰のそれぞれの受賞者に賞状、記念品が授与されました。

また、受賞者に対して、全国消防長会会長である東京消防庁の村上研一消防総監からの祝辞が述べられました。

午後4時過ぎからは、衆議院議員の務台俊介議員など国会議員の方々も参加して祝賀会が開催されました。

受賞された皆様、誠におめでとうございました。

平成30年度 消防設備関係功労者等 表彰式



表彰式会場にて

(写真は左から) 山田 恵介様 青 博孝様 西津 英二理事長
佐藤 辰男様 新井 秀和様 照井 重博様

最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について（神奈川県からの回答）

自民党への「平成31年度神奈川県への予算要望書」において、「最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度が県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く拡大していくよう働き掛けをして欲しい。」との要望書を、平成30年6月末に提出したところですが、今般、自民党を通じて神奈川県から回答がありました。

今回の回答では、最終段落に記載のとおり、「県内の独立行政法人や市町村は、団体ごとに置かれた状況が異なり、それぞれ独自の判断で入札制度を運用しているため、必要に応じて、県のホームページを参照していただくことで入札制度の参考にしていただければと考えています。」とのことで、要望に沿う回答とはなっておりません。

当協会といたしましては、今後とも、要望活動を継続してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

（当協会からの要望全文）

神奈川県では、平成27年度予算に係る入札執行分から、営業種目が消防施設保守管理などの一般業務委託にも新たに最低制限価格制度が適用されている。

消防施設保守管理のような県民・市民のいのちや安全に関わる業種の業務委託については、県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも神奈川県と同様に最低制限価格制度を導入することでダンピングの防止を図り、適正な業務の履行を確保できるようになる。

従って、平成27年度予算から導入した神奈川県の導入趣旨を県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く情報提供して周知していただき、この動きが拡大していくよう働き掛けていただきたい。

（神奈川県（会計局）からの回答全文）

一般業務委託の入札における最低制限価格制度につきましては、労働者の常時配置がない業種でも、多くの方が訪れる庁舎や県民利用施設については、利用される方のいのちや安全確保の観点から業務の質を維持することが重要なため、平成27年度予算の入札執行分から「消防施設保守管理」や「エレベーター保守」、「電気通信設備保守」、「汚水処理施設等保守」の4つの業種を対象に、人件費が大半を占めると認められる業務の場合は、制度を適用することとし、広く県民に県のホームページで情報提供しています。

県内の独立行政法人や市町村は、団体ごとに置かれた状況が異なり、それぞれ独自の判断で入札制度を運用しているため、必要に応じて、県のホームページを参照していただくことで入札制度の参考にしていただければと考えています。

消防機関から

小規模飲食店等に対する消火器の設置義務化について

相模原市消防局予防課

参事兼課長 小 島 幹 雄

はじめに

平成28年12月22日（木）10時20分頃、新潟県糸魚川市で発生した火災は、昭和51年山形県酒田市における大火以来の大規模な市街地火災（地震を原因とするものを除く。）となり、焼損床面積30,213㎡、焼損棟数147棟、けが人17名（死者0名）の被害が発生しました。この大規模な火災を受け、総務省消防庁に設置された「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第12号。以下「改正規則」という。）が公布されたことに伴う本市の対応について、ご紹介させていただきます。

1 改正令及び改正規則の内容

これまで、消防法施行令別表第1（3）項に掲げる飲食店等においては、延べ面積150㎡以上のものに限り、消火器の設置が義務付けられていましたが、改正令により、延べ面積150㎡未満の飲食店等（以下「小規模飲食店等」という。）のうち、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものが追加され、小規模飲食店等については、原則として、延べ面積にかかわらず、消火器の設置が義務付けられることになりました。ただし、改正規則により、調理油過熱防止装置（鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置）や自動消火装置（火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置）等が設けられた場合は、防火上有効な措置が講じられているものとして、消火器の設置義務対象とならないよう規定されています。

なお、施行期日は、平成31年（2019年）10月1日となっています。

2 本市の取組

本市では、食品営業許可を所管する保健所に平成30年7月1日現在における営業許可面積150㎡未満の飲食店等を照会したところ、約3,400件（ビル内で営業しているものを含む。）の提供を受け、そのうち、約1,500件が対象となる小規模飲食店等として確認しました。このような状況から、小規模飲食店等の実態調査及び飲食店営業者への周知を図ることを目的に「小規模飲食店実態調査等実施計画」及び「小規模飲食店実態調査等実施要領」を策定し、次のような取組を進めることにしています。

- (1) 対象となる約1,500件の小規模飲食店等に対する実態調査
- (2) 保健所主催の食品衛生責任者講習会において、改正令及び改正規則を周知するリーフレット（以下「リーフレット」という。）の配布

- (3) 食品関係営業許可申請時における、消防関係届出書類を記載した案内の配布
- (4) 相模原市食品衛生協会の指導員研修会において、改正令及び改正規則を周知
- (5) 相模原市食品衛生協会の機関新聞配布時に合わせて、リーフレットを配布
- (6) 市ホームページに改正令及び改正規則の情報を掲載
- (7) 小規模飲食店等の消防同意時に消火器の設置義務化を周知

なお、小規模飲食店等に対する実態調査については、施行期日の平成31年(2019年)10月1日までに、対象となるすべての小規模飲食店等の調査を完了することにしてはいますが、飲食店等の営業形態によっては、夜間でなければ営業者に接触することができない場合や、調理を目的とする火を使用する設備又は器具、防火上有効な措置、消火器の確認などの対応に苦慮している状況もあることから、飲食店の実態に応じた調査も必要となっています。

さらに、今回の改正令及び改正規則により、新たに消火器が設置義務となった小規模飲食店等については、点検・報告の義務が生じることになることから、消火器の設置義務化の周知に合わせ、点検・報告制度の説明も重要であると考えています。

3 おわりに

新潟県糸魚川市の火災は、小規模な飲食店の大型こんろから発生し、このような大規模な火災に至りました。この火災を受け、飲食店におけるこんろ火災の危険性を鑑み、小規模飲食店等における消火器の設置が義務化されましたが、本市におきましては、今回の改正を機に、消火器の設置指導はもとより、消防設備、点検・報告、防火管理、防災物品、立入検査の実施など、総合的な対応により、小規模飲食店等の火災予防に努めてまいりたいと思います。



飲食店に設置しなければならない 消火器の設置基準が変わります！



2016年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災の原因は飲食店のこんろの火を消し忘れたことによるものでした。
こんろなどの火を使用する設備又は器具を設けている飲食店は消火器の設置が必要となります！

2019年10月1日から消火器の設置が義務付けられます！

変更前の基準
 延べ面積 150㎡以上

→

変更後の基準
 延べ面積に関わらず全ての飲食店に必要となります。

※150㎡未満の飲食店は、火を使用する設備又は器具の設置がない場合や調理油過熱防止装置、自動消火装置などの防火上有効な措置をしたものである場合は、消火器の設置対象から除かれます。



● 消火器は必要なときにすぐ使用できる場所に置きましょう！

● 建物の各部分から消火器までの歩行距離が20m以下になるように設置しましょう！



消火器の設置場所



消火器の不適正販売や不適正点検にご注意ください。
消防職員や消防団員が消火器の訪問販売をすることはありません。
消火器の点検を依頼する場合は、見積書で確認し、点検の際には契約した業者かどうか身分証の提示を求めましょう。



消火器は定期点検と 消防署への報告が必要となります！

消火器は、日頃の維持管理が必要です。
消防法では、消火器を含む消防用設備等の点検・報告だけでなく整備を含めた適正な維持管理を行うことを、防火対象物の関係者に義務付けています。
建物の安全を守るため、消火器は正しく点検・報告を行い、常に防火に備えましょう。

点検と報告

- 外観等の機器点検は6か月に1回
※蓄圧式の消火器は製造から5年、加圧式の消火器は製造から3年まではご自身で点検することができますが期限が経過した場合、内部の点検が必要となります。
- 点検報告書は1年に1回消防署へ報告が必要となります。

主 要 点

- こんろ火災は急速に延焼拡大する場合が多く、油火災に対しては水による初期消火は危険であり、消火器による初期消火が必要です！
- こんろ周りに燃えやすいものが置いてあると、火が燃え移りやすいのでとても危険です。
- 排気ダクト内にたまった油に、調理時の火が着火して出火することがあるのでいつもきれいに清掃しましょう。
- 火のついたどんろから離れるのはやめましょう。

点検報告書及び消火器点検アプリは経産省消防庁のリンク先からダウンロードできます。
https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html

「消火器点検アプリ」をダウンロードしていただくことができます。
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_20190401_ver101_app.html ダウンロードはこちらから

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_20190401_ver101_app.pdf ダウンロードはこちらから

相模原市消防局予防課 — 電話：042-751-9133

相模原消防署 — 電話：042-751-0119

南消防署 — 電話：042-744-0119

北消防署 — 電話：042-774-0119

津久井消防署 — 電話：042-685-0119

お問い合わせ先

業界通信

高機能感知器の活用 感知器交換で自動火災報知設備が進化する!

ニッタン株式会社 営業技術部企画課 窪 寺 眞 孝

自動火災報知設備は、非火災報の発生を限りなく「0」にすることや、容易なメンテナンス性等、さらなる信頼性の向上が求められています。感知器の交換だけでこれらのニーズを実現するニッタンの高機能感知器をご紹介します。

1 特長

■既設受信機をそのまま使用

ニッタン製の検定型式昭和60年以降のP型1級、2級受信機が対応します。
(詳細はお問い合わせください)

■新旧感知器の混在可能

従来からの煙感知器、熱感知器との混在も問題ありません。

■高機能煙感知器を多種類ご用意

煙感知器(5種類)・熱感知器(5種類)をラインアップ。

■感知器は室外からの作動試験、さらに煙感知器は遠隔感度試験

専用の外部試験器・煙感知器感度試験器(MTT)を使って遠隔作動試験、煙感知器の遠隔感度試験が行えます。

■予防保全

煙感知器の内部汚れが原因の感度変化を自動補正します。さらに、煙感知器の汚れ状態を遠隔感度試験器(MTT)でデジタル表示し、交換時期を判断することができます。

2 構成機器

煙感知器(5種類)

- ・光電式スポット型感知器1種、2種、3種
- ・光電式スポット型感知器2種、3種(2波長)

熱感知器(5種類)

- ・差動式スポット型感知器2種 普通、防水
- ・定温式スポット型感知器特種 60℃ 普通、防水
- ・定温式スポット型感知器1種 70℃ 防水



遠隔試験用中継器



4回線 1回線

外部試験器・煙感知器感度試験器

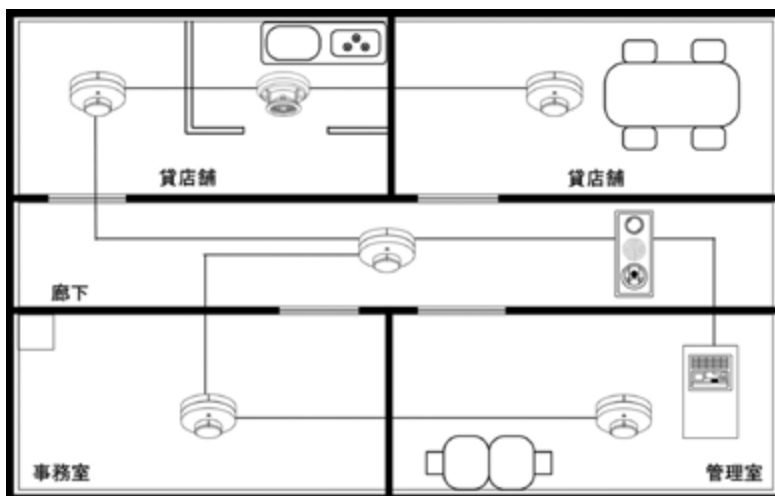


MTT

3 活用例

貸しビルの賃貸部分（共用部以外）に設置される感知器を廊下から点検できるように改修します。

【改修前】



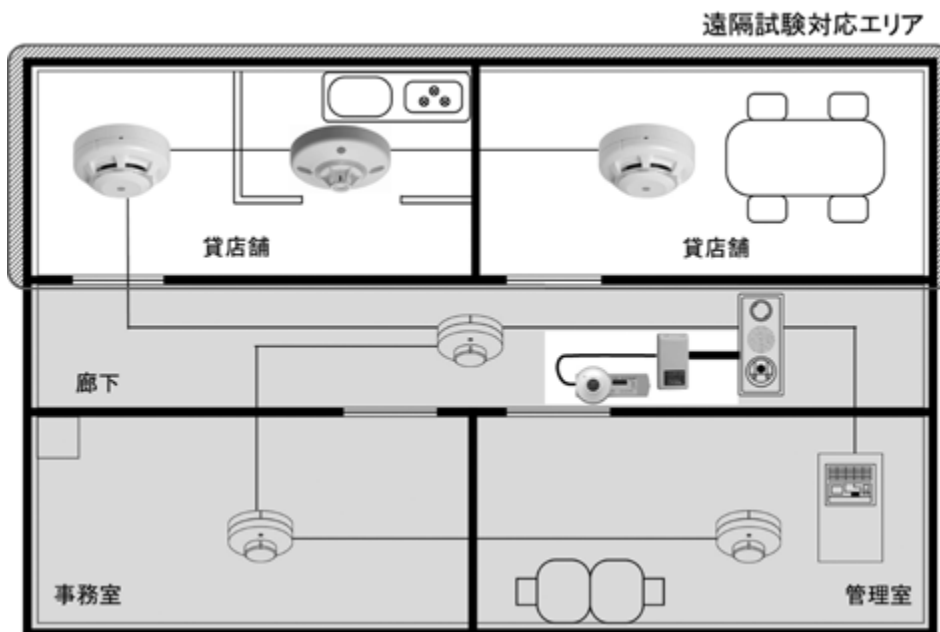
準備機器

- ・ 光電式スポット型感知器2種 ×2個
- ・ 定温式スポット型感知器1種70℃ 防水 ×1個
- ・ 中継器 ×1個

工 事

- ・ 感知器の交換
- ・ 中継器への配線（2本）
- ・ 受信機と共用部感知器は既存のものを再使用します。

【改修後】



貸店舗内の感知器の作動試験、感度試験は廊下の中継器に MTT を接続して行います。

4 参考動画

外部試験器・煙感知器用感度試験器（MTT）

<https://www.nittan.com/movie/mtt/index.html>



平成30年度各種講習会の結果概要（中間結果）

平成30年12月末日までの各種講習会の実施状況は、次のとおりです。

◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
消火設備（1・2・3類）	10月2日・10月25日・11月7日 11月15日	537
警報設備（4・7類）	10月3日・10月17日・10月23日 11月8日・11月13日	927
避難設備・消火器（5・6類）	10月4日・10月16日・10月24日 11月6日・11月14日	702
計	14回	2,166

◆ 消防設備士試験準備講習

消防設備士試験を受験しようとする方を対象に、関係法令・機能構造等に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
4類	7月24日・7月25日	14
6類	7月24日・7月26日	20
計	3回	34

◆ 消防設備点検資格者講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実施日	6月5日～6月7日	11月28日～11月30日	3月5日～3月7日	受講者合計
受講者数	120	134	—	254

第2種

実施日	6月12日～6月14日	12月12日～12月14日	3月12日～3月14日	受講者合計
受講者数	106	132	—	238

1種・2種合計 492

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実施日	4月17日	4月19日	7月10日	7月18日	1月23日	2月26日	受講者合計
受講者数	81	66	145	80	—	—	372

第2種

実施日	4月18日	4月20日	7月11日	7月19日	1月24日	2月27日	受講者合計
受講者数	77	75	136	71	—	—	359

1種・2種合計 731

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(一社)電池工業会からの受託事業として実施しました。

実施日	12月6日・12月7日	受講者数	118
-----	-------------	------	-----

◆ 消防設備実務・実技研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象に、技能の向上及び点検表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として実施しました。

研修内容	研修日	協力事業所	受講者数
		会場	
自火報実務研修	9月6日	ニッタン株式会社	66
		かながわ労働プラザ	
消火器実技研修	9月20日	モリタ宮田工業株式会社	10
		(同上)本社研修室及び消火実験棟	



自火報実務研修 (ニッタン株式会社)



消火器実技研修 (モリタ宮田工業株式会社)

◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

(1) 甲種防火管理講習

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実 施 日	26・27日	17・18日	18・19日 27・28日	30・31日	22・23日	4・5日
受講者数	117	95	188	98	147	82

月 別	11月	12月	1月	2月	受講者合計
実施日	27・28日	20・21日	17・18日	13・14日 28・3月1日	
受講者数	176	104	—	—	1,007

(2) 乙種防火管理講習

実 施 日	6月21日	8月21日	1月31日	受講者合計
受講者数	45	70	—	115

(3) 甲種防火管理再講習

実 施 日	6月26日	12月19日	受講者合計
受講者数	86	81	167

◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実 施 日	7月3日	2月1日	受講者合計
受講者数	59	—	59

◆ 防火・防災併催講習

上記の2つの新規資格を併せて取得するための講習で、（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実 施 日	5月24・25日	8月16・17日	9月27・28日	受講者合計
受講者数	140	118	134	392

かながわ防災フェアへの参加

神奈川県総合防災センター主催による「かながわ防災フェア2018」が、平成30年9月9日（日）に開催されました。

当協会もフェアに参加し、関係団体等のご協力をいただいて防災 TENT 村内に家庭用防災機材コーナーを設け、展示、相談、普及啓発及び即売を行いました。

参加者 約2,000人



普及啓発及び即売



消防車両等展示



ちびっこ消防隊



ちびっこレスキュー隊

かながわ消防フェアへの協力

神奈川県の主催による「かながわ消防フェア2018 with ふじさわ消防・救急フェア」が、平成30年10月28日（日）12時から15時に、藤沢市の「神台公園及びテラスモール湘南ゲートスクエア」において開催され、多くの方々が来場されました。

当協会も協会関係団体等に向けての広報等を行いました。

参加者 約10,000人



特別高度工作車



放水体験

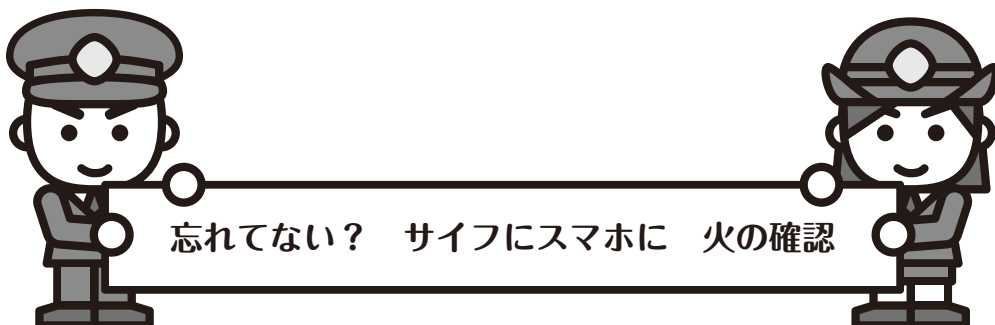


乗車体験



かながわシェイクアウト

—2018年度全国統一防火標語—



点検現場からの報告

点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人湘南広域社会福祉協会
養護老人ホーム湘風園

施設長 石 井 宏 明

社会福祉法人湘南広域社会福祉協会は昭和47年6月に藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の広域行政推進を図るために設立されました。養護老人ホーム湘風園は入所者定員100名の施設です。

施設の生活信条の中に「いつまでも楽しく安心して生活できる湘風園にしましょう」という一文があります。安心して生活できる事とは何か？平成23年3月11日、宮城県沖を震源に大きな地震が発生しました。あの時は施設も大きく揺れました。幸い施設、入所者、職員に被害はなく情報の収集をするためテレビを見た時、震災直後の中継から倒壊した建物や津波が家や車をのみこんでいく映像を見て入所者、職員とも息をのんで見ていました。



安心ある生活が瞬く間に崩れその後の余震、計画停電な



どの想定外の天災を実感する事になりました。あらためて現状の安心した生活ができる事に感謝しました。

あの震災を機に防災への考え方が「今のままで良いのか」と施設内で防災対策部会を立ち上げ現状の防災に対する課題を見つけていく作業を始めました。

例年、避難訓練は年に3回実施し消防本部、自治会、消防分団の指導や協力を得て行ってきました。毎回反省及び問題点を出し合い改善策を抽出し最終的に防災マニュアルが完成しました。作成したマニュアルを基に研修を行い、一

つ一つの行動には理由がある事を伝えました。変則の勤務状況の中で職員誰でも同じように対応できるよう繰り返しマニュアルに沿った訓練を行い行動の理由を実感する事で意識付けをしてきました。安心した生活環境を提供するため職員が何をし、何ができるのか。訓練、研修を繰り返す事で職員一人一人の意識があの震災から学んだ「まだ何かできる」という意識に変わり「いつまでも楽しく安心して生活できる湘風園にしましょう」に近づいています。

また、年2回行っている消防用設備等点検業者の点検と神奈川県消防設備安全協会の点検推進指導員による実施状況の確認立会いで、入所者の安全で安心した生活が確保できていると実感しております。今後も湘風園はいろいろな災害を意識し、防災に努めて参ります。



——点検済表示制度の推進——

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分とはいえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成30年度ラベル交付枚数は12月末現在 733,690枚で、前年度同期より105,100枚増加しているものの、当協会の経営状況は、依然厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

平成30年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ① 点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ② 防火対象物点検時の点検推進指導員派遣
- ③ 優良点検事業所認定制度の推進
- ④ 制度推進のための普及啓発（広告、行事参加等）

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。

点検済表示登録会員数

区 分	平成30年3月末会員数	平成30年12月末会員数
1号表示会員	249	252
2号表示会員	11	9
合 計	260	261

—— 消火器用 ——



—— 消火器以外の設備用 ——



〈平成30年8月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第524号	平成30年 8月20日	消防庁予防課長	小規模社会福祉施設等に係る実態調査の結果について
消防予第528号	8月24日	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について
消防予第529号	9月4日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（平成30年6月1日時点）について
消防予第551号	9月18日	消防庁予防課長	「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」の一部改正について
消防予第575号 消防危第184号	10月2日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	風水害、地震等の災害に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について
事 務 連 絡	10月26日	消防庁予防課	「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」のリーフレットの配布について
事 務 連 絡	11月2日	消防庁予防課	平成30年1月～6月の製品火災に関する調査結果について
消防消第622号	11月2日	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について
事 務 連 絡	11月27日	消防庁予防課	避難器具（緩降機）の使用時における安全管理の徹底に係るリーフレットについて
消防予第609号 消防危第200号	11月30日	消防庁次長	危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について
事 務 連 絡	12月3日	消防庁予防課	検定を受けていない住宅用防災警報器の販売等について
事 務 連 絡	12月21日	消防庁総務課 消防庁消防・救急課	平成31年度における消防庁予算（案）の概要等について
事 務 連 絡	12月27日	消防庁予防課	札幌市爆発火災を踏まえた廃エアゾール製品等の排出時の火災防止について

(一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧

刊 行 物 注 文 書

(一財) 神奈川県消防設備安全協会 御中

下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所	〒	
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊 行 物 名		注文部数	定 価	金 額	備 考
消防設備士試験準備用テキスト						
8000	消防用設備六法			1,950		
8007	電気と機械の基礎知識			750		
8001	消防設備士受験直前対策	第 1・2・3 類用		1,950		
8002		第 4・7 類用		1,230		
8003		第 5・6 類用		1,230		
8004	消防設備等基本テキスト	消火設備編		3,180		
8005		警報設備編		3,080		
8006		避難・消火器編		2,570		
8008	<重要ポイント解説付>	法令編		2,570		
8009		第 1 類		2,460		
8010		第 4 類		2,460		
8011	消防設備士受験対策例題集	第 6 類		2,260		
一般参考図書						
8016	消防用設備等の型式失効一覧			2,460		
8017	消防用設備等試験実務必携			3,700		
8018	消防用設備等点検実務必携			3,990		
8019	防火対象物・防災管理点検実務必携			3,590		
8020	防災英和和英用語集			4,190		
合 計			部			

TEL 045-201-1908

振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971

普通預金：0093790

口座名義：(一財) 神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。

協会からのお知らせ

《お知らせ》

- 第1種・第2種消防設備点検資格者再講習の実施日程（平成31年度分）

（講習年月日）

（申請期間）

第1種 平成31年4月16日・18日

平成31年2月13日～2月25日

第2種 平成31年4月17日・19日

平成31年2月13日～2月25日

※ 再講習の受講期限を再度ご確認ください。受講期限が過ぎると失効します。

《表示登録会員になりましょう》

- 表示登録会員とは、「消防用設備等点検済表示制度」に基づく資格条件を満たした事業者です。表示登録会員になると当協会の斡旋する点検済票（全国共通ラベル）を貼付することができます。

《優良点検事業所の認定申請をしましょう》

- 優良点検事業所とは、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などを総合的に審査し、基準を満たしている表示登録会員（事業所）を認定するものです。
- 消防用設備等の総合点検を行う場合には、事前に認定申請をしましょう。（詳細は、裏表紙に記載しています。）

《清水 正仁 様の写真展のご案内》

- 平成29年8月号（第37号）から当協会会報の表紙写真をご提供いただいている株式会社東晃防災業務部長の清水正仁様の写真展が2月20日より二週間、新宿センタービル内リコーイメージングスクエア（旧ペンタックス）にて開かれますので、ご案内申し上げます。



《お詫びと訂正》

- 会報第39号（平成30年8月）の「表彰の榮譽に輝いた方々」において、受賞者の山王総合株式会社代表取締役社長 竹口 真 様を、誤って 竹内 真 様と掲載してしまいました。お詫びして訂正させていただきます。

優良点検事業所認定制度について

○優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなど含めて総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員である事業所を、優良点検事業所として認定する当協会独自の制度です。

○制度のメリットは！

この制度は、神奈川県内の消防機関にもご認識いただいていることから、点検を業とする多くの事業所が、優良点検事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

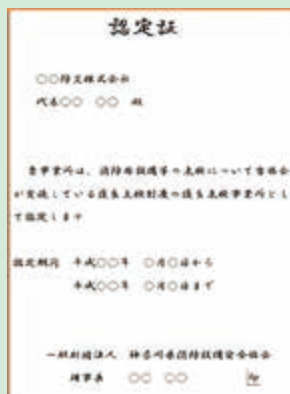
○手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立会い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などを審査項目ごとにチェックし、当協会に報告します。その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検事業所としての認定・不認定が決定されます。

○優良点検事業所として認定されると！

優良点検事業所として認定されますと、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定書」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

認定証



金ラベル証



表示プレート



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地
(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail: info@02-ksk.or.jp